

コーポレート・ガバナンス報告書

2026年2月20日

株式会社 COEL

代表取締役社長 深見 和久

問合せ先：

経営管理部 052-559-2727

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「全従業員の物心両面の幸福を追求すると共に、取引先、社会、人類の進歩発展に貢献する。」を企業理念としており、株主及びステークホルダーにとっての企業価値を高めることが最優先課題であると考え、コーポレート・ガバナンスを強化する取組みを行っております。経営方針においては、「公明正大に利益を追求する」「全員参加で経営する」「ガラス張りで経営する」との方針を掲げ、「経営の透明性の確保」について全社一丸となって取り組んでおります。

今後も引き続き「コーポレート・ガバナンス」の重要性を認識し、「コーポレートガバナンス・コード」の基本原則を踏まえた体制の強化、運用の徹底に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社オフィス深見	315,200	52.94
深見 和久	101,500	17.05
COEL社員持株会	52,100	8.75
深見 弘美	46,000	7.73
伊藤 徹二	18,000	3.02
横山 正樹	13,200	2.22
中川 和光	10,800	1.81
近藤 敏春	10,300	1.73
株式会社システム総合研究所	4,000	0.67
安田 昌和	3,400	0.57

支配株主名	株式会社オフィス深見
	深見 和久

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は原則として支配株主との取引を行わない方針ですが、例外的に支配株主との取引を行う際には、一般取引先と同様の適切な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性については取締役会において慎重に審議の上決定し、少数株主の利益を害することの無いよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
梅田 弘之	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h.上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梅田 弘之	○	当社との間に利害関係はありません。	株式会社システムインテグレートにおける代表取締役としての豊富な経験と幅広い見識及び知見により、独立した立場から当社の経営全般にわたる助言を期待して選任いたしました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役は経営会議へ出席し、部門長等による事業報告を受け調査資料としております。 内部監査室は、代表取締役直轄の独立した立場で「内部監査規程」に基づき、組織の健全な経営と内
--

部統制の確保を目的として、業務の有効性や法令順守状況の評価・検証を行っております。

監査役、内部監査人及び会計監査人は、三様監査ミーティングを定期的に開催し、適宜情報共有や意見交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤本 明徳	他の会社の出身者													
林 高史	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤本 明徳	○	当社との間に利害関係はありません。	他社で内部統制部長の経験があり、内部監査・内部統制に関する専門的な知識と幅広い見識を有して

			おります。これにより、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため経営の意思決定に多様な視点を取り入れるとともに、中立的かつ独立的な監視機能及び役割を果たして頂くことを期待し、社外監査役に選任いたしました。
林 高史	○	当社との間に利害関係はありません。	公認会計士の資格を持ち、他社での社外監査役や社外取締役の経験が長く、コーポレート・ガバナンスについての知見を有しております。これにより、取締役会の透明性を高め監督機能の強化を図るため経営の意思決定に多様な視点を取り入れるとともに、中立的かつ独立的な監視機能及び役割を果たして頂くことを期待し、社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	
該当事項はありません。	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬の総額及び対象となる役員の員数については、発行者情報で開示しております。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬総額限度額の範囲内で、取締役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会等の重要会議については、十分な審議をして頂くために資料の事前配布を行っております。 また、社外取締役及び社外監査役のサポートは経営管理部にて行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役及び取締役会) 取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役1名）で構成しており、当社の経営管理の意思決定機関として法定事項を協議決定するとともに、経営の基本方針ならびに経営執行上の重要な事項に関する意思決定機関として機能しております。取締役会は、原則として毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な重要事項の審議及び意思決定が可能な体制としております。 (監査役及び監査役会) 監査役は、取締役会へ出席し、必要に応じて意見を述べるほか、重要な決裁書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。常勤監査役は経営会議へ出席し、部門長等による事業報告を受け調査資料としております。監査役会は、毎月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査結果等の検討等、監査役相互の情報共有を図っております。また、監査役は、内部監査人及び会計監査人と随時情報共有や意見交換を実施し、相互に連携を図ることで、監査の実効性を高めております。 (経営会議) 経営会議は、経営方針と諸方策を適切迅速に審議決定し、経営活動の効率化を図り、併せて重要な報告を目的とした会議体として機能しております。経営会議は、本書提出日現在、常勤役員及び全部長により構成されております。経営会議は、原則として毎月1回の定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。 (内部監査室) 内部監査室は、代表取締役直轄の独立した立場で「内部監査規程」に基づき、組織の健全な経営と内部統制の確保を目的として、業務の有効性や法令順守状況の評価・検証を行っております。また、内
--

部監査室、監査役及び会計監査人は年間予定、業績報告など、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携を高めております。

(リスク・コンプライアンス委員会)

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役が委員長となり、委員は常勤役員及び全部長で構成され、3か月に1回開催し、当社のリスクマネジメント及び法令順守に関する事項等を審議・決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、ガバナンス機構を強化向上するために、経営の意思決定機関である取締役会に業務執行の権限と責任を集中させ、取締役会から独立した非業務執行機関である監査役及び監査役会に取締役会への監査機能を担わせることによって、高い牽制機能を持つ体制の確立を図るために、本機関設計を選択しております。上記の様な体制が、事業内容及び会社規模等に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に最も発揮することが可能と考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議案内容を十分に検討された上で、議決権を行使できる様、招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	今後検討すべき課題であると認識しております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題であると認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題であると認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	現時点では不要と考えております。今後の株主の状況を鑑み検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR 資料をホームページ	決算情報、決算情報以外の適時開示資料、株主総会の招集	

ージ掲載	通知、発行者情報、コーポレート・ガバナンスの状況等をホームページに掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営管理部を IR に関する担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
実施していない	今後の検討課題としておりますが、TDnet やホームページにてステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は企業経営の透明性及び業務の適正性を確保するための体制として、取締役会にて「内部統制システム構築の基本方針」を改定する決議を行い、当該基本方針に基づいた運営を行っております。なお当該基本方針は以下のとおり定めております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社の社会的責任及び企業倫理を果たすため、「経営理念」に基づく「行動指針」及び「リスク・コンプライアンス管理規程」を定め、当社の役員及び従業員（以下、社員等という。）に周知徹底させる。

(2) 内部統制及び企業倫理の責任体制を明確化するため、当社の常勤役員及び全部長で構成するリスク・コンプライアンス委員会を設置し、当委員会を通じて当社のコンプライアンスの醸成に努めリスクマネジメントに取り組む。

(3) 内部監査を定期的実施し、法令・定款及び当社の規程に準拠し業務が適正に行われているか監査する。内部監査は、代表取締役社長直属の内部監査室により計画的に実施し、監査結果は代表取締役社長へ報告する。

(4) 内部通報制度を制定し、通報・相談を推進するための「内部通報窓口」を設置し、未然防止及び事実の早期把握と牽制機能を確保する。

(5) 顧問弁護士、会計監査人及び外部専門家等の助言を参考に、コンプライアンス体制の確立に取り組む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る重要な意思決定及び報告等に関する情報は、「文書管理規程」等社内規程に基づき保存及び管理するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「リスク・コンプライアンス管理規程」等に基づき、関係委員会の開催及び対策本部の設置等により、迅速かつ的確な対応を行うとともに、損失・被害等を最小限にとどめる体制を取るものとする。

(2) 必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、法的リスク等の軽減に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会を毎月開催し、当社の経営に関わる重要事項の審議並びに意思決定、会社の事業、経営全般に対する監督を行う。

(2) 日常の職務執行については、「決裁権限規程」及び「業務分掌規程」等の規程に基づき 権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保し、職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を維持する。

(3) 業務執行に関する重要事項の審議・決定及び取締役会の事前審議機関として、常勤役員及び全部部長で構成する経営会議を月1回以上開催し、各部門の業務執行、予算執行の適正化並びに意思決定の迅速化を図る。

5. 当社における業務の適正を確保するための体制

(1) 「経営理念」及び「行動指針」に基づき、コンプライアンス体制の構築に努める。

(2) 内部監査室は、会社の業務の状況について定期的に監査を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査役がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、必要な人員を配置する。また、当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

(2) 当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当該報告をした者が報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

(1) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に参画し、報告を求めることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録を閲覧することができる。

(2) 社員等は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合は、速やかにその事実を監査役に報告する。

(3) 監査役は、その職務執行上必要と判断した事項について、社員等に報告を求めることができる。

(4) 当社は、監査役へ報告を行った社員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役社長と定期的または必要に応じて面談し、経営方針、その他必要事項及び監査上の重要な課題等について意見交換する。

(2) 監査役は、会計監査人及び内部監査室との連携を図るため随時会合を持つ。

(3) 監査役は、必要に応じて顧問弁護士等の意見と助言を求めることができる。

(4) 当社は、監査役から所要の費用の請求を受けた時は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除きその費用を負担する。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備する。

10. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

(1) 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「反社会的勢力排除に関する基本方針」に定める。また、必要に応じて警察や顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携を取る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、以下のとおり「反社会的勢力排除に関する基本方針」を制定しています。

株式会社COELは、企業としての社会的責任、コンプライアンス及び企業防衛の観点から、反社会的勢力との関係を遮断し排除します。

(1) 反社会的勢力の排除に関する姿勢

当社は、暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という）と、一切の関係を遮断します。

(2) 反社会的勢力との関係遮断

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断するために、社長以下、組織全体として断固たる姿勢で一切の取引を遮断します。

(3) 不当要求の拒絶および法的対応

当社は、反社会的勢力からの不当要求は断固拒絶し、民事と刑事の両面から法的措置を講じます。

(4) 労働契約・雇用契約の禁止

当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、反社会的勢力との雇用契約その他一切の労働契約を締結しません。

(5) 反社会的勢力排除条項の規定

当社は、反社会的勢力が取引先となって不当要求を行う場合の被害を防止するため、当社が締結する契約書等に反社会的勢力排除条項を規定するとともに、契約締結後に契約の相手方が反社会的勢力であると判明した場合は契約を解消します。

(6) 外部専門機関との連携

当社は、警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携して、反社会的勢力の排除に取り組めます。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力に対する業務所管部署は経営管理部人事・総務グループとし、不当要求等に対する速やかな通報や外部専門機関への相談等実務上の業務マニュアルとして「反社会的勢力対応マニュアル」を整備しています。

各取引先との契約において、反社会的勢力排除条項を設ける等その徹底を図っています。また、2021 年度に公益財団法人暴力団追放愛知県民会議(愛知県暴力団追放運動推進センター)に加入し、反社会的勢力に関する情報収集に努め、不当要求防止責任者(経営管理部長)を選任して所轄の警察署に届出を行い、警察とも連携可能な体制を構築しております。新規取引先には、取引開始時に、既存取引先に対しては、年1回を目途に反社チェックを実施しております。

V. その他

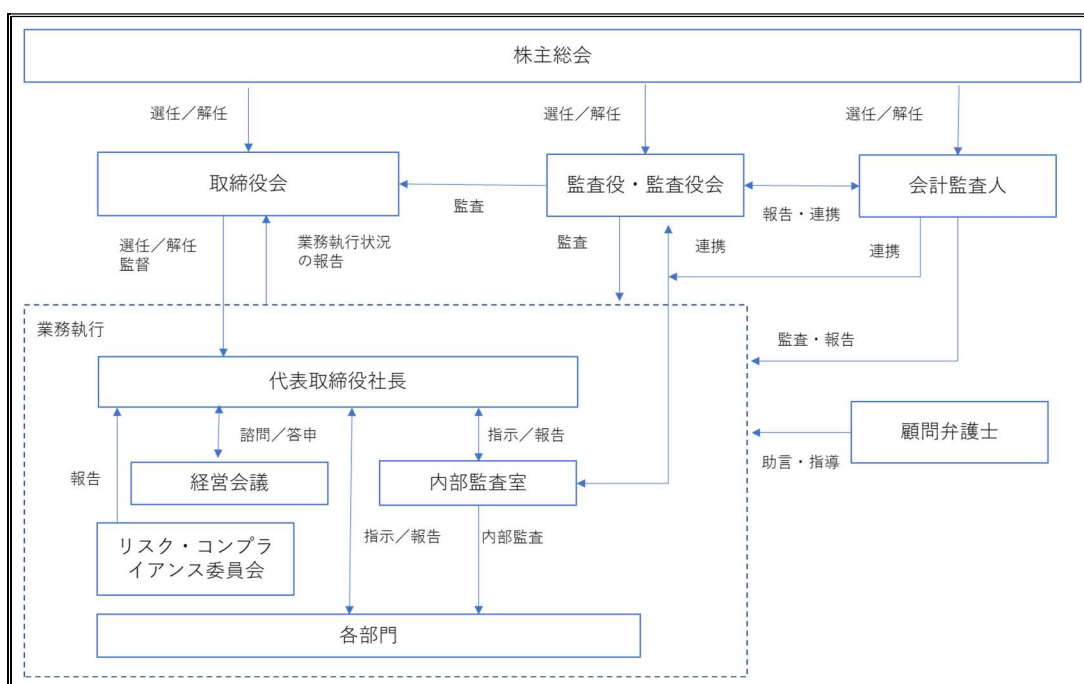
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

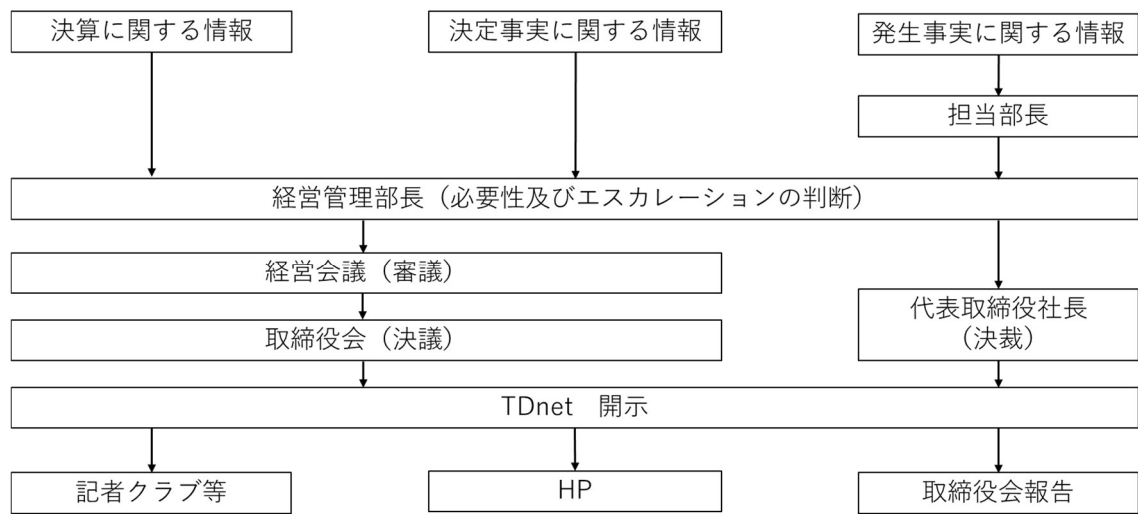
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示に関するフローの模式図は次のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上